

25消安第3897号
平成25年11月13日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

牛の部位を原料とする肥料（別紙の1（4）の評価済み肥料に限る。）を原料とする被覆窒素肥料その他の別紙の2に掲げるものを肥料として利用すること。



牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用に係る食品健康影響評価について

1 これまでの経緯

- (1) 牛由来肉骨粉を含むほ乳動物由来たん白質（以下「牛由来肉骨粉等」という。）は、りん酸に富む果樹、果菜等向けの緩効性の有機質肥料として利用されてきた。
- (2) 牛由来肉骨粉等の肥料利用については、肥料用の牛由来肉骨粉等が牛用飼料へ流用・誤用されるおそれがあったことから、平成13年10月以降、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第7679号生産局長・水産庁長官通知）により、肥料用牛由来肉骨粉等の製造及び工場からの出荷を一時停止してきた。
- (3) 牛由来肉骨粉等のうち牛の部位を原料とする肥料については、原料の収集から製品の供給に至る各段階において、牛の脊柱等の分別管理を始めとするBSE対策が徹底されている。また、飼料規制の徹底等によって、BSEの発生リスク自体が低減してきた。
- (4) 本年2月19日に貴委員会の意見を求めた牛の部位（※）を原料とする肉骨粉及び肉かす等（以下「評価済み肥料」という。）の肥料利用について、牛の部位を原料とする肉骨粉については4月8日に、牛の部位を原料とする肉かす等については7月1日に、それぞれ導入を予定している管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、現行の牛の部位を原料とする肉骨粉及び肉かす等を含まない肥料と比べ、人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するとの回答があったところ。

評価済み肥料は、以下のとおり。

牛の部位を原料とする肉骨粉、蒸製骨、蒸製てい角、肉かす、牛毛くず、骨炭粉末、骨灰、にかわかす、たい肥、副産窒素肥料、液体りん酸肥料、熔成汚泥灰けい酸りん肥、副産りん酸肥料、肉かす粉末、蒸製てい角粉、蒸製てい角骨粉、蒸製毛粉、乾血及びその粉末、生骨粉、蒸製骨粉、蒸製皮革粉、乾燥菌体肥料、副産動物質肥料、混合有機質肥料、熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、吸着複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料、家庭園芸用複合肥料、下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、汚泥発酵肥料及び水産副産物発酵肥料

- ※ 牛の特定部位等（牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が30月を超える牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条に規定する検査を経ていない牛の部位及び同検査の結果、疾病が認められた牛の部位並びに死亡牛の部位をいう。以下同じ。）を除いた部位

2 規制見直しの概要

今般、肥料生産工程において、評価済み肥料を原料として利用できるようにするため、一定の管理措置を講じた上で、

牛の部位を原料とする肥料（評価済み肥料）を原料として利用する被覆窒素肥料、液状窒素肥料、混合窒素肥料、被覆りん酸肥料、加工りん酸肥料、混合りん酸肥料、魚廃物加工肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、被覆複合肥料、混合汚泥複合肥料及び焼成汚泥肥料の製造及び工場からの出荷の一時停止を解除する。

3 導入を予定している管理措置

2に掲げる肥料について、評価済み肥料に係るものと同じ管理措置を予定しており、その詳細は以下のとおり。

- (1) 当該肥料の反すう動物の飼料への流用・誤用を防止するため、①摂食防止材や化学肥料等との混合（焼成（1000℃以上）又は動植物質以外の被覆原料（硫黄等）で被覆したものを除く。）、②肥料生産業者や販売業者間での流通に限り、①の措置を行わない場合は供給管理票を添付させて流通すること、③原料表示に加え、家畜への使用及び牧草地への施用を禁止する旨の容器への表示を義務化。
- (2) さらに、生産業者の管理措置の遵守状況を確認するため、農林水産省、都道府県及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターが無通告で立入検査を実施。
- (3) (1) 及び (2) の管理措置により、当該肥料の反すう動物の飼料への流用・誤用防止を確実に実施。

4 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、肥料取締法施行規則、告示（「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」及び「肥料取

締法施行規則第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件」) 及び通知 (「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」) 等の改正手続等を開始する。

評価済み肥料を原料として利用できる肥料の製造方法

肥料の種類	製造方法
被覆窒素肥料	窒素質肥料(例: <u>副産窒素肥料</u>)を硫黄その他の被覆原料で被覆したもの。
液状窒素肥料	窒素質肥料(例: <u>副産窒素肥料</u>)を水に溶解して液状にしたもの。
混合窒素肥料	窒素質肥料(例: <u>副産窒素肥料</u>)に、窒素質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したもの。
被覆りん酸肥料	りん酸質肥料(例: <u>副産りん酸肥料</u>)を硫黄その他の被覆原料で被覆したもの。
加工りん酸肥料	りん酸質肥料(例: <u>副産りん酸肥料</u>)等に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたもの。
混合りん酸肥料	りん酸質肥料(例: <u>副産りん酸肥料</u>)に、りん酸質肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料を混合したもの。
魚廃物加工肥料	魚荒、いか内臓その他の魚廃物を泥炭その他の動植物に由来する吸着原料(例: <u>蒸製骨粉</u> 、 <u>蒸製皮革粉</u>)に吸着させたもの。
混合動物排せつ物複合肥料	窒素質肥料(例: <u>副産窒素肥料</u>)、りん酸質肥料(例: <u>副産りん酸肥料</u>)、有機質肥料(例: <u>肉骨粉</u> 、 <u>肉かす粉末</u>)等に動物の排せつ物を混合し、造粒又は成形したもの。
混合堆肥複合肥料	窒素質肥料(例: <u>副産窒素肥料</u>)、りん酸質肥料(例: <u>副産りん酸肥料</u>)、有機質肥料(例: <u>肉骨粉</u> 、 <u>肉かす粉末</u>)等に堆肥等を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの。
成形複合肥料	窒素質肥料(例: <u>副産窒素肥料</u>)、りん酸質肥料(例: <u>副産りん酸肥料</u>)、有機質肥料(例: <u>肉骨粉</u> 、 <u>肉かす粉末</u>)等に木質泥炭等を混合し、造粒又は成形したもの。
被覆複合肥料	化成肥料又は液状複合肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したもの。
混合汚泥複合肥料	窒素質肥料(例: <u>副産窒素肥料</u>)、りん酸質肥料(例: <u>副産りん酸肥料</u>)、有機質肥料(例: <u>肉骨粉</u> 、 <u>肉かす粉末</u>)等に汚泥発酵肥料を混合し、造粒又は成形したもの。
焼成汚泥肥料	<u>下水汚泥肥料</u> 、 <u>し尿汚泥肥料</u> 、 <u>工業汚泥肥料</u> 又は <u>混合汚泥肥料</u> を焼成したもの。

注1: 下線の肥料は、評価済み肥料である。

注2: 原則としてこれらの肥料について摂食防止材や化学肥料等の混合を義務付けることとするが、焼成(1000℃以上)又は動植物質以外の被覆原料(硫黄等)で被覆したものは除くこととする。